

## 旭市総合教育会議運営要綱（案）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第 1 条の 4 第 9 項の規定に基づき、旭市総合教育会議（以下「会議」という。）の運営に関し、法に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（会議の招集）

第 2 条 市長は、会議を招集しようとするときは、会議開催の日時及び場所並びに会議に付すべき事項をあらかじめ会議構成員に通知して行う。ただし、緊急の場合は、この限りでない。

2 教育委員会が、法第 1 条の 4 第 4 項の規定に基づき、市長に、会議の招集を求めるときは、協議すべき具体的な事項を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急の場合はこの限りでない。

（会議）

第 3 条 会議の議長は、市長が行う。

2 会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるとき、その他公益上必要があると認めるときは、非公開とすることができる。

（緊急の場合における会議の開催）

第 4 条 法第 1 条の 4 第 1 項第 2 号に規定する事項に関し緊急に会議を開催する場合は、市長と教育長のみの出席をもって会議を開催することができる。この場合において、教育長は、速やかにそのほかの構成員に、会議の内容を報告しなければならない。

（会議の傍聴）

第 5 条 会議の傍聴については、別に定めるものを除くほか、旭市教育委員会傍聴人規則（平成 26 年旭市教育委員会規則第 1 号）の例による。

(会議録)

第6条 市長は、会議の終了後遅滞なく、会議開催の日時、出席者及び協議、調整した内容等を記載した会議録を作成し、公表するものとする。ただし、第3条第2項のただし書の規定により非公開とした部分については、この限りでない。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、教育委員会庶務課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、市長が会議に諮ってこれを定める。

附 則

この要綱は、平成27年7月15日から施行する。